

## 清医胡兆新の来日記録と業績

—長崎における一八〇三—一八〇五年の活動(一)—

郭 秀 梅

日本医史学雑誌第四十七巻第一号 平成十三年九月 十三日受付  
平成十三年三月二十日発行 平成十二年十月二十八日受理

## はじめに

〔要旨〕日中の医学交流は遣隋使の時代からの長い歴史を有するが、これまで各時代を通して十分な研究がなされているとはいいがたい状況にある。本稿では、日蘭交流に偏り、軽視されてきた江戸後期の日本と清国との交流に注目し、幕府の要請で来日した清国の医師胡兆新の日本における事跡を明らかにした。その結果、胡兆新が中日交流の歴史に重要な一頁を残した人物であることが判明した。胡兆新に関する系統的な研究は日中両国ともにこれまで行われていなかった。著者は、各地に散在する胡兆新の方案・幕府医官との問答録、筆談録と、書簡・詩文・書を収集、検討して、胡兆新の長崎における活動と業績を明らかにした。本論が胡兆新に関する本格的な研究の最初のものである。

キーワード——胡兆新、中国医師、長崎、江戸幕府、医官

胡兆新は中国清代の医師である。江戸幕府の需めに応じて、享和三年(一八〇三)十二月に来日。長崎に文化二年(一八〇五)四月まで約一年半滞在した<sup>1)</sup>。その間、日本人に医術・詩文・書などを教授し、医学と文化の両面で当時の日中交

流の第一人者であったと言ってもいい。

ところが、胡兆新についての研究がこれまでまったくない。それは胡兆新に関する史実が諸文献に散見されるだけで、まとまった史料にとほしいからである。本稿ではこれら資料を収集・検討し、胡兆新の長崎における活動と業績をあきらかにした。なお引用文献等の書名は原本に従い、本文は常用漢字を使用した。

### 一、胡兆新に関する資料

#### 文 書

現在、管見の範囲で日本と中国に見いだされた胡兆新に関する文書は左記の通りである。

- ①『胡氏方案附録』<sup>(2)</sup>
- ②『胡氏方案附録』清医胡兆新江相尋申度事<sup>(3)</sup>
- ③『清国医事問答』(一名清医胡兆新問答録)<sup>(4)</sup>
- ④『清医胡兆新問答録』<sup>(5)</sup>
- ⑤『胡兆新問答書』<sup>(6)</sup>
- ⑥『栗園叢書』胡兆新御答書和解<sup>(7)</sup>
- ⑦『胡氏筆語』「外題崎館箋臆」<sup>(8)</sup>
- ⑧『胡氏方案』<sup>(9)</sup>
- ⑨『胡氏臨証医按』<sup>(10)</sup>
- ⑩『清客筆語』<sup>(11)</sup>
- ⑪『医林蒙求』<sup>(12)</sup>

⑫『穀堂遺稿抄』<sup>(13)</sup>⑬『唐人番日記』<sup>(14)</sup>⑭『唐人番倉田氏日記』<sup>(15)</sup>⑮『瓊浦通・下』<sup>(16)</sup>⑯『蜀山人尺牘』<sup>(17)</sup>⑰『長崎志続編』<sup>(18)</sup>

## 出自、経歴

胡兆新に関する記載は中国側にはほとんど見あたらなかった。この人物の出自の詳細はわからないが、文献②『胡氏方案附録』清医胡兆新江相尋申度事、③『清国医事問答』、④『清医胡兆新問答録』、⑤『胡兆新問答書』、⑥『栗園叢書』胡兆新御答書和解、⑩『清客筆語』ならびに「唐医連渡方之儀ニ付十二家船主申立候趣評議仕申上候書付」<sup>(20)</sup>によって以下のことが明らかになった。

胡兆新の名は振、別号が星池、侶鷗で、来日時の年齢は五十九歳。一七四六年蘇州呉県(現在の江蘇省蘇州市の呉県)で生まれ、幼時より書を好み、二十歳で儒学を志したが、病弱のため学問を棄て、医学を何鉄山<sup>(21)</sup>に学んだという。

前掲の文書から総合的に判断すると、胡兆新は医業にかなり長じていると同時に、詩文・書にも優れ、長崎滞在の約一年半の間、日本人の医師・文化人との交流を行った。誠実な人柄であったことが推測される。

## 二、来日の経緯

胡兆新の来日は特殊な歴史背景が負っている。それは実学を重視した八代將軍徳川吉宗が書物や動植物などの輸入を奨励したのみならず、中国医学に強い関心を示した時であった。それは成書に詳しいが、その一環として唐船に医師の

招聘、或いは医書の舶載を求めた。<sup>(22)</sup> また、これより先、一七一五年（正徳五年）の「正徳新令」の布令が注目される。「正徳新令」によって、唐船の年間入港定数を三十艘に限り、「信牌」制度を新設した。この制度の意図は、私貿易の禁止、積載荷物・取引額の制限を始めとする日本側の統制強化の条件を承知した者のみに貿易を許可し、その者にだけ「信牌」を給付して貿易を特定の者に制限することにあつた。つまり、「信牌」のない船は来航しても貿易ができなかつた。このために、中国商人の間に幕府の要求に依えて「信牌」をえようとする動きがでてきた。<sup>(23)</sup>

商人の渡航目的が経済的なものであることはいうまでもないが、同行した医者にとつては、険難な遠洋が何の利益になつたかは明らかでない。しかし、諸条件を分析すると、来日の動機が三つ考えられる。第一が、異国の気風へのあこがれ好奇心である。第二が、医学の交流への意欲であり、自らの腕を海外で發揮することを求めたものである。第三として否定できないものに権益がある。日本で与えられる厚い処遇に加えて、来航に際して日本人が交易品を持参することである。日本人は薬や医書への関心が高く、よく売れた。以上の理由から、この時期に中国人医師がしばしば日本へ渡航した。

もちろん、中国人医師の渡航には前例があつた。寛永四年（一六二七）に浙江省金華府の医師陳明德が渡来し、元禄十六年（一七〇三）には浙江省杭州府の医師陸文斎が渡来した。

吉宗の時代になると、享保三年に「良医一人連れ渡れ」と命が下り、李勝先と鍾聖玉の二人の船頭がその命を受けて、享保四年（二七一九）李勝先が十二番船として入港した時、蘇州の呉戴南という医者連れてきた。それから文化初年まで、断続的であつたが、『長崎年表』<sup>(24)</sup>の来航記録に、左記に示した医師の来日が続いた。

- ① 呉戴南 蘇州人。享保四年（一七一九）三月、十二番南京船で入港、同年六月十二日、病没。
- ② 陳振先 蘇州人。享保六年（一七二二）六月、丑十四番南京船で渡来。
- ③ 朱来章 福建汀州府人。享保六年（二七二二）七月、二十一番船で来て、同八年（一七二三）十二月二十一日、寅二十

六番船で一旦帰国。同十年(一七二五)二月五日、六番船で再来、同十一年(一七二六)五月十三日、午三番廣東船で帰国。

④朱子章 福建汀州府人。享保十年(一七二五)二月五日、六番船で至り、同十一年(一七二六)三月二日、日本で病没。

⑤周岐来 蘇州崇明県人。享保十年(一七二五)に六月十八日、十四番船で渡航し、同十二年(一七二七)五月十一日帰

国。

⑥趙淞陽 蘇州崑山県人。享保十一年(一七二六)十月九日、二十六番南京船で来日、同十四年(一七二九)八月二十八

日、四番廈門船で帰国。

⑦胡兆新 享和三年(一八〇三)十二月、子二番船で至り、文化二年(一八〇五)四月子九番船で帰国。

このリストから、享保以後、胡兆新が来日した享和三年(一八〇三)十二月までの約七十年間に、中国人医師が来日した公的記録はないことがわかる。

このように中国人医師の招聘の長い空白があったことは、大庭修氏の『江戸時代の日中秘話』<sup>25)</sup>によると、浙江省総督の職務の中には倭寇取締の任務があり、浙江等各省から長崎への貿易船を監督する責任があった。吉宗の時代、日本から書籍をはじめ、医者、馬医、騎射に巧みな人物、さらに象・馬など種々の注文があったが、それに応ずるには中国人商人が幕府の「信牌」を得なければならなかった。このために中国商人が日本側の要求を入れることが浙江各省で噂になり、当時の浙江省総督李衛はこれに対して警戒を強めた。また、日本から帰国した医師朱来章、周岐来を含む商人数が取調べられた。李衛が正邪大義、国法利害を繰り返し諭した結果、みんなが感激して長崎についての実情を吐露したということがあった。<sup>26)</sup>要するに、この頃の中国側が日本への警戒を強め、渡航船を厳しく取り締まったのである。

しかし、この七十年間に、中国人医師の来日が絶えたのではなかった。ただし、事前に許可を受けていないと、連れてきて認められないまま帰させる例もあった。例えば享保七年には十七番郭亨統船で陳行徳という医者が同乗してい

たが、無許可であったために、唐人屋敷内に留まり、同船で帰った。<sup>27</sup>しかし、『胡氏方案附録』「前々唐医市中治療被差免候、先例相調ね申上候書付」<sup>28</sup>の記録によると、元文、寛保、延享、明和、安永年間に沈草亭、陳元僕、趙景清、李仁山、費雲加、汪繩武等人が長崎市中で診療しているが、彼らが幕府からの正式に招聘された記録は、現在、見つからない。

ところで、胡兆新の招聘が決定したとき、長崎奉行は慎重な検討結果を幕府に報告している。この前後の事情について『胡氏方案附録』「寛政十二年申七月被仰渡候御書付写」<sup>29</sup>「此節申立候程赤城真之物和解」<sup>30</sup>「唐医連渡方之儀二付十二家船主申立候趣評議仕申上候書付」に記録がある。寛政十二年庚申（一八〇〇）の七月と享和三年癸亥（一八〇三）の二月ならびに三月、長崎奉行が唐医渡来の件で幕府へ差し出した報告と唐船主から申し立てた記録である。これに対して、幕府が出した許諾の文献は見当たらなかったが、実際に胡氏が来日したから、右記の文書に記された要望はほぼ認められたといえる。

「寛政十二年申七月被仰渡候御書付写」は、寛政十二年、幕府の医官多紀元簡の提議によって唐人館にいた医術に長じた中国人医師戴思九と、長崎の医師で多紀元簡の弟子西原長允を唐館で対話する許可を幕府から得たことを伝えている。「此節申立候程赤城真之物和解」は、唐船十二家船主の程赤城の書状を、唐通事の頼川仁十郎が訳したものである。要旨は、問答を予定していた戴思九が病で没し、西原長允との対話が実現しなかった。この問答は幕府医官の要請であったから、長崎奉行は享和二年（一八〇二）秋、船主の朱鑑池に中国医師を連れてくるように依頼した。しかし、翌年になつても来ない。その理由を、医師は仁術を業とし、人命を預る大事業である。日本側は、清の医学を直々に知るためにも、長崎滞在中の中国人が病気になったとき、中国人医師に治療を受けるためにも、熟練した医師の来日を求めているが、中国人医師としては本国の患者を捨て置くわけにもいかない。つまり、来日するためには医業を中断してこななければならず、それは家業存続への不安となる。したがって、招聘は、ここを十分に配慮して欲しい。それが保障できると

いう沙汰があれば、このたび出帆の船にその旨を詳しく伝えて、当夏か冬にはかならず連れてくるということであった。「唐医連渡方之儀二付十二家船主申立候趣評議仕申上候書付」は翌享和三年の手紙である。ここに招聘する医師として胡紹新(胡兆新)の名前がはじめて登場する。この書状では、長崎奉行所の役人が医師胡兆新を招く条件を検討している。要旨は、船主の朱鑑池が江南省蘇州府之産「胡紹新」(胡兆新)という医師を推薦している。この医師は北京太医院の何鉄山<sup>41)</sup>の門生で、在留中手当として一ヶ年五貫目を与えてほしいという条件をつけている。評議した結果、中国で医師の功者である医師の来日は珍しい。「胡紹新」(胡兆新)は蘇州で有名な医者であるから、渡来した上では当地医師と対話することは国のためにもなることであり、実力があるなら御手当銀五貫目、銀札を与えると享和三年三月に決めている。以上のように、「当地医師江も対話為致」などと記していることは、胡兆新が招かれた背景の一つに、長崎在住の医師からも中国医師の招聘に強い要望があつたことを窺わせる。胡兆新は中国人医師の中でも、かなり水準が高いという前評判があつたのである。

次に胡兆新の在日中の活動について、かれの診療、交遊と詩文、評価などの面から考察を行う。

### 三、胡兆新の市中における医事活動

前述のように、当初、長崎奉行は胡兆新の滞在中、唐館の商人の治療と現地の医師と対話を予定していた。しかし実際には、来日して間もない享和四年(一八〇四)二月七日、胡兆新の市中での療治が決まり、同十二日から、早くも聖福寺と崇福寺で市民の治療を始めた。これに関して「文化甲子年成瀬様二月十九日改元御触」「享和四子年二月十九日文化二改元」<sup>32)</sup>「唐医胡兆新市中療治願事」<sup>33)</sup>「唐医胡兆新治療効験之次第相撰申上候書付」<sup>34)</sup>など記載がある。

「文化甲子年成瀬様二月十九日改元御触」「唐医胡兆新市中療治願事」によると、長崎奉行成瀬因幡守に胡兆新市中治療願が呈上され、文化改元の二月十九日直前、享和四年二月七日に、胡兆新が二の日は崇福寺、七の日には聖福寺で医

療を行うこと、そこでの現地医師との対話が許可されている。また文化元年九月六日に、江戸幕府の医師が唐館に入ったことの記録がある。

「唐医胡兆新市中療治願事」には、診療を求める病人が多いことが記載されているが、聖福寺を興福寺と誤写している。この記載は胡兆新の長崎での診療に対する記録と評価できる。

「享和四子年二月十九日文化ニ改元」には、文化元年の九月頃、江戸幕府から派遣された医師が毎月の四の日と九の日に唐館に入り、役人が一人ずつ付き添うように柴田文右衛門殿に命令があったことを記す。また、医師達が入館する際に、唐館の大門を開くか否かを役所に伺っているが、それに対して彼らは御目見以上の身分であるが、御門を開くことを断っている。

さらに中国人医師が毎月六の日に聖福寺で市中病人を診療した記録がある。その時の世話係りは医師真野三圭であった。しかし、この中国人医師の名前はない。ただし、「同(文化甲子年二月)七日唐医胡兆新為療用、罷出市中之もの療治医師對話御免達有之、同日江府御医師唐館江御入」の記載から、幕府医官が唐館に入り、訪ねた中国人医師、及び崇福寺と聖福寺で診療を行った中国人医師はまさに胡兆新であることが判明した。

「唐医胡兆新治療効驗之次第相撰申上候書付」<sup>35)</sup>「薬品治法弁」<sup>36)</sup>両文書は、文化元年四月に、医師の真野三圭・西原長允が連名で、高橋作兵衛に出した報告であり、それが後に、「胡氏方案附録」に編入されたものである。

「唐医胡兆新治療効驗之次第相撰申上候書付」には胡兆新による市中の療治が、享和四年(一八〇四)二月十二日から始まったことを明記している。診療には真野三圭・西原長允が同席した。四月までに数十人に治療を施した。

文書の最後に治療効果を得た症例を三例取り上げている。ここでは胡兆新の行った治療法が先に診た医者と異なることを記し、その病因病機を分析している。注目すべきことは、胡兆新の処方分量が日本のものよりかなり多いことと薬品製法である。

分量については、当時の日本では、常用量が一日分三貼で二十七・八錢くらいであったが、胡兆新の処方は一貼の量が二十から三十五・六錢で、日本の約三倍の量を用いた。その上、使用した薬品は、ほとんど宋元以来の劉張李朱四家の用薬法に遵って、酒炒酢浸泡煨熬炙の一つ製法で炮制したものが多い。

「薬品製法弁」から、当時の臨床用薬における中日の差異が読みとれる。中国医師は古代炮制法を守っているが、日本ではもう「五十年來諸名家見識ありて薬品の製法日夜廃棄し、自然の機能を研究し」ていることが分かった。

ちなみに、早く享保十六年(一七三一) 発刊された香川修庵『一本堂薬選』<sup>(36)</sup>の凡例に薬物の修治に反対し、自然功能の重視する主張が述べられている。つまり「凡薬不須仮制、有物有則、万品各有天生自然之効用、如桂枝發汗、芍薬治腹痛、桔梗治咽痛、附子温、大黃瀉是也、此乃天生自然之才、固不須他借也」である。このような説は中国本草の伝統的思想に反するため、多くの本草家たちの批判を受けたが、現実主義的で、本草の面目を一新させた説であった。それでこの説は後世の学者に影響を与えた。この相違点が中日両国の用薬量の違いに影響を与えていたのであろう。

#### 四、胡氏医案に見る胡兆新の医療内容

胡兆新は、長崎唐館で中国商人を診療したに違いないが、その類の記録は発見されなかった。一方、彼が日本人に行った治療記録は『胡氏方案』<sup>(37)</sup>『胡氏臨証医按』<sup>(38)</sup>として残る。

『胡氏方案』は原容による写本五冊からなる。その内容は以下の通りである。

第一冊『胡氏方案卷之一』・第二冊『胡氏方案卷之二』・第三冊『胡氏方案卷之三』・第四冊『胡氏方案卷之四』と『胡氏方案拾遺』・第五冊 原容と胡兆新との問答、ならび原容が文化甲子冬日に書いた奥書。

『胡氏方案』は、胡兆新の長崎における治験の一七二例、延べ四九四回の診療記録である。

ほとんどの例に受診の日付、病人の氏名が記されている。患者はほとんど日本人である。「方案」の日付から文化元年

二月二日から十二月二十七日の間に診察した症例である。<sup>39)</sup>

さて、原春なる人物は『崎館箋臆』『清客筆語』によって、藩医藍川玄慎であることが分かった。この『胡氏方案』は文化元年（一八〇四）九月から十二月にかけて、藍川玄慎が幕府医官の吉田長達・千賀道栄・小川文庵と共に、長崎の胡兆新のもとに遊学した時の記録である。藍川玄慎は三人の医官に続いて、文化二年二月に長崎を発つて帰国した。同年四月、十人扶持で松江藩御医師に登用された。<sup>40)</sup>

『胡氏臨証医按』は上下二冊からなる。編写者は千賀氏である。上には千賀道栄の文化七年庚午（一八一〇）六月記の序文がある。序文によると、『胡氏臨証医按』には、癸亥（一八〇三）から乙丑（一八〇五）にかけて胡兆新が行った治験例が収められている。だが、これは後人が整理したものであるから、診察の日付が未記入である。版下用の用紙が使用されている。当時、編纂者が刊行するつもりがあつたと考えられる。

現在、見ることができる胡兆新の医案は、彼の治療の全部ではないが、原春が「毎見高案必随写随誦、帰必復誦」と語るように、これから胡兆新の医術の内容を知ることができる。疾病は内科、婦人科、外科、小児科など各科に属す。胡兆新は得意な技を駆使して、難病、持病をよく治している。

ここで、『胡氏方案』に記載されている三つの治療例の症状、処方、効果を取り上げて、胡兆新の医術の一斑を紹介しよう。

症例一、森安宗亭、七十四歳、享和壬戌年（一八〇二）の五月に発病、症状は忽然として昏倒、人事不省、口眼歪斜、音語蹇澁。治療を施すうちに、四五十日を経て、暫く治癒したが、翌年の十月にまた発作を起した。症状が牙関緊、頭項刺痛、眩暈、嘔吐など前より重かった。甘草瀉心湯、温胆湯に酸棗仁を加え、地黄飲子を投与したが、効き目があまりない。胡兆新の診療を二月初旬から受け始め、二月十二日、二十二日、三月二日、十二日、二十二日に六回の診察を受けている。病状は徐々に回復。この患者に対して前医が甘草瀉心湯、温胆湯など苦寒清熱薬を用いたことに対して、

胡兆新は病人が年寄りであることを考慮して、主に肝腎陰虚で肝風内動を起こしたと診断して、甘温滋陰薬を主剤とした。二ヶ月を経つと、著しい効果が現れた。

症例二、長川政八、十八歳。既往歴に八歳のときから、腹痛を患い、あらゆる治療を尽くして、一応治癒していたが、昨年（一八〇三）の秋、生魚を食べたあと、発作を起こした。治療しても効き目がない。二月二十二日、三月七日、胡兆新の治療を受けた。一回目の処方では和血、通絡、順氣を主として、二回目の処方は和中、調氣、養血であった。この二処方では政八の腹痛を完治した。胡兆新は前医の平胃健脾の常法と異なる通血絡、順稟氣の方法を用い、政八の十年も抱えた疾病を、忽ちに平復させたことで、当時、「奇手」という評判がたった。

症例三、松屋胸太郎、十歳。三月下旬に、寒熱、乾嘔、煩渴、小便赤澁、衄血など症状があり、ある医者に風寒虫積症と診断され、九味清脾飲と天花粉が投与された。七八日間に病勢が増悪、四月二日、五日、七日三回頻繁に胡兆新を訪れ、温邪化熱、陰氣虧虚と診断された。したがって、処方は前医と違った。その中で梔子、豆豉を大量投与することが衆医に新奇に感じられた。この治療で十日間くらいで、諸症に好転の兆しが見られ、危急から転じて安泰になった。以上の症例にみるように、胡兆新は当地の医者が用いない治療方法でよく難病を治して、確かな実力を示した。

『胡氏方案』における原春の奥書によると、胡兆新は当時、友人の程赤城の家に寄寓して、聖福寺、崇福寺で診療を行った。患者の数は数え切れないほど多く、効いた例は枚挙にいとまなく、その名が江戸まで聞こえていた。また、長崎の治療方案がしばしば幕府に進呈されたため、清国医師の医技が頗る奇特と思われていた。その故に、江戸幕府の医官が胡兆新に学ぶために長崎へ派遣された。

前述のように、胡兆新は長崎奉行成瀬因幡守の許可を受け、文化元年二月より、毎月二・七の日を聖福寺、崇福寺へ診療出張し、月に六日間、市中の診療を行った。九月以後は毎月四・九の日が医官達の入唐館日と定められた。しかし、二月から七月までの胡兆新の診療日は奉行の指定した日数よりずっと多かった。『胡氏方案』に、四月の一ヶ月に十二日

間出診し、九十七回診療した記録が残っている。かなり繁忙の日々であったことが推測される。八月以後は決まった出張日にだけ行くようになり、診療記録も著しく減少した。恐らくその頃、四・九の日に幕府医官達との対話問答が行われていたから、出掛けなかったのかもしれない。

## 五、幕府医官との問答録

特筆すべきことは、江戸幕府は胡兆新を重視し、医官に胡兆新との問答をさせたことである。その内容は幕府医官が胡兆新に行った質問と胡兆新の返答からなり、「問答録」形式で文化甲子年（一八〇四）五月に唐通事の神代太郎・頼川仁十郎の連名で報告された。

この「問答録」の写本と、こうした史実の記録は日本にのみ存在していて、中国ではまったく知られていない。巻頭に述べているように、文献②『胡氏方案附録』清医胡兆新江相尋申度事、③『清国医事問答』、④『清医胡兆新問答録』、⑤『胡兆新問答書』、⑥『栗園叢書』胡兆新御答書和解、⑩『清客筆語』はいずれも一つの「問答録」の写本として存在している。しかし、各写本によって順序・文字・精粗などが違っている。このように様々な写本の存在は、江戸時代に広く流布し、転々と書写されたことを物語る。このことは当時の日本の医師が中国の医療情況や伝統療法を知りたがっていたことを示している。

「問答録」は十六条からなる。質問は中国の医事制度、伝授方法、考試科目、必讀書、民間病名、診療法、煎服法、字義、医事風俗、地方の名医など広範囲にわたり、内科、小児科、婦人科、外科さらに腹診法にまで及んでいる。また日本で俗に早打肩・早手・百日咳と呼ぶ症状について説明を求め、中国に「奇方靈劑」があるかと質問する。しかし、高遠な哲学的理論に関する問いはない。このことは、質問者らは中国書の医学理論や臨床治療にはさほど関心がなく、どちらかという中国での医療状況や有効な伝統療法に興味を示していたといえる。これに対する胡兆新の返答は十九条

にわたり、それぞれ事実にも則した客観的の回答である。

ところで、各写本は相違点が存在するが、大筋はほぼ同じ内容である。ただし、『胡氏方案附録』清医胡兆新江相尋申度事には他にない下ケ札と三皇廟の絵がある。

この札には「在館唐医是迄長崎にて治療致し候者朱来章、周岐来、趙淞陽之類及此度之胡兆新等病人診察之節、脈之後に腹をも診候て、此問には不及候、乍然兎角医書に腹部之診法を委く載候もの無之候間、若別段に口訣等も候哉、委しく承度候」とある。

この札の個所に、腹診に関する質問の記載が一条ある。下ケ札はその追記である。では、何故、札を添付したか。質問者は中国医学書に腹診の説明がないことに不信を抱いたことを示している。

この腹診の質問者は、恐らく多紀元簡と考えられる。その著書『医贖』<sup>1)</sup>にこの事を記載して、胡兆新の腹診についての返答に遺憾を示している。このことから下ケ札の筆者は、多紀元簡である可能性がきわめて高い。

『胡氏方案附録』清医胡兆新江相尋申度事の漢訳にはその札の内容は一切翻訳されなかつた。当時の唐通事が、この札を胡兆新へ伝える必要はないと思つたことが想像できる。

三皇廟の絵は四丁からなり、水墨で三皇廟が描かれている。(図1)

「問答録」の第一問は医学制度に関することであるが、その中で三皇廟に触れている。つまり「但医学の内には三皇廟、先医廟有之趣に候、弥左様に候哉、惣て医学一体造営の様子廟堂学舎門垣の様子名地にて異同可有之筈に候へ共、其大概を何様にも見はかり、追而絵図に致し候を見申度候、若胡兆新市医にて其場の義弁不申候哉も難斗候得共、伝聞にても存居候はは荒増之所にても宜候」と三皇廟の絵図について質問している。

これに対して、胡兆新は「問三皇廟者寺院也、非学也、亦甚寛大外為廟門、上有門額刻三皇廟、進門有外殿両傍所供侍、從之像再進大殿五間中供三皇像冕旒紱繪五彩裳服廟門大殿俱係南向、傍有張仲景先師殿再有客座書、房内有道士承

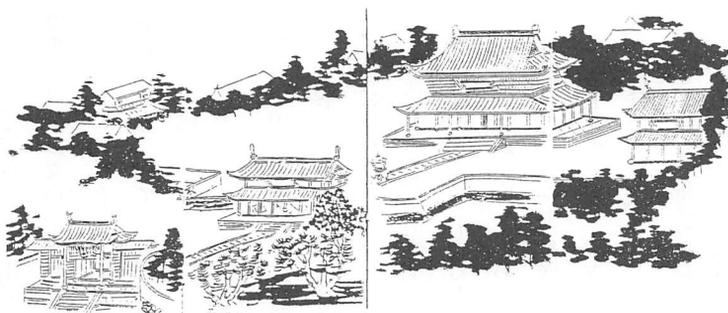


図 1 三皇廟

応供奉後静室為道士居、住医家朔望進香」と答えた上で、この絵を画いたと考えられる。

医学学校には三皇廟、または先医廟を設置するかと質問したのも多紀元簡であったことは彼の著作『医贖』の巻上に医学、三皇廟(12)、三皇廟(13)に関する論があり、胡兆新に質問したことを記していることから確かである。

多紀は胡兆新の返答に満足せず、「此蓋就蘇門一地而言之。如西直隸。恐不如此也。」と反論している。要するに、多紀は医学学校に三皇廟を設置することは元時代にはじまったと確信していたが、その確答を胡兆新から得ることができなかったからである。

ところで、この絵が胡兆新の自筆であるか否かはわからない。だが、書・画に長じた胡氏にとってこの種の絵は難しくないが、胡兆新の絵を模写したものである可能性がある。「問答録」を抄写した他の写本ではこの絵が省略されているのでこれ以上の推測はできない。

#### 注と文献

- (1) 金井俊行『長崎年表』、第二、二二頁、文会社、長崎、一八八六。
- (2) 『胡氏方案附録』、写本一冊、東北大学附属図書館狩野文庫所蔵、第九門、二一九六五。
- (3) 前掲文献(2)第七葉～二五葉。
- (4) 『宮内庁書陵部和漢図書分類目録』一四七八頁、二七六函三六五、宮内庁、東京、一

- 九五三。
- (5) 前掲文献(4)二〇五函一五七。
- (6) 『東京大学総合図書館目録』、三頁、v十・一三六・東京大学総合図書館、財団法人日本古医学資料センター、東京、一九七八。
- (7) 前掲(6)v一・二二一〇。
- (8) 『京都帝国大学漢図書分類目録』第四冊・医学、二四六頁、富士川本目録キ・九、京都帝国大学附属図書館、京都、一九四二。
- (9) 『胡氏方案』、原春による写本五冊、原春の文化甲子冬日に書いた奥書がある、松江日赤病院附属図書館、架号 四十五。
- (10) 『胡氏臨証医接』、千賀道栄による写本二冊、千賀の文化七年六月に書いた序文がある。蘇州市図書館古籍部、架号 八一四・九三三。
- (11) 『清客筆語』写本一冊、修琴堂藏書、北里研究所東洋医学総合研究所書庫寄託。
- (12) 樋口季成『医林蒙求』序文、文化改元刊、修琴堂藏書(二一六七)、北里研究所東洋医学総合研究所書庫寄託。
- (13) 渡辺庫輔『来舶唐人史料』穀堂遺稿抄卷一、長崎市立図書館郷土資料室渡辺文庫三一六一―二六九、写本。
- (14) 『唐人番日記』『海色』、郷土志史料誌、第四輯、一八一頁、海色社、長崎、一九三四。
- (15) 前掲文献(13)『唐人番倉田氏日記』。
- (16) 前掲文献(13)『瓊浦通・下』。
- (17) 『大田南畝全集』巻八、「蜀山人尺牘」、四五四・四五八頁、吉川弘文館、東京、一九〇八。
- (18) 前掲文献(13)「長崎志統編」「胡兆新…享和三癸亥年ハ艘入津外ニ番船ニ艘当年十二月子ニ番船ヨリ唐医胡兆新ト申者連渡ル処世中ノ者トモ療治トシテ毎月二七日聖福寺崇福寺エ寺出致ス付療治請度キ者アラハ願之上同寺エ可罷出旨命セラル翌々丑四月子九番船ヨリ帰唐ス」
- (19) それぞれ仮名で内容がほぼ同じものである。
- (20) 前掲文献(2)四、五頁。

(21) 何鉄山については前掲文献(2)(4)(5)(8)に「唐山医士通博世家、只在蘇松兩府、他処皆不如也、現今松江何氏可称世家第一、其于宋朝南渡随從來吳家、于松江相伝今、已歷二十九世、其間名医頗多、現在子弟業医者亦頗頗有名、僕相從何鉄山先生、即其家二十七世裔也、所有著述皆係訓教子弟、相伝講論、並不刻印搏名者也」と、この以外の何鉄山に関する資料は中国でも日本でも現在見つからない。そして、「此節申立候程赤城真之物和解」の文書に北京太医院何鉄山の記載が疑えるが、もし、本当に北京太医院で勤めたことがあれば、胡兆新は自らの先生の栄耀の過去を言わないことがあり得ない。船主朱鑑池が胡兆新の医名を高くするために、虚偽の話を付けた可能性が高い。

(22) 『幕府時代の長崎』、二〇〇頁、長崎市役所蔵、東京築地活版製造所、一九八三増補再版。

(23) 大庭修『江戸時代の日中秘話』、三三〜三六頁、東方書店、東京、一九八〇。

(24) 前掲文献(1)第二、一九〜四十八頁。

(25) 前掲文献(21)一八四〜一八八頁。

(26) 大庭修『享保時代の日中関係資料二』、七二四頁、関西大学東西学術研究所資料集刊九一三、関西大学出版部、京都、一九九五。

(27) 大庭修『江戸時代における中国文化受容の研究』、四六一頁、株式会社同朋舎出版、京都、一九八四。

(28) 『胡氏方案附録』前々唐医市中治療被差免候、先例相調ね申上候書付

前々唐医渡来仕節、市中料治被差免候古例相調候処、左之通御座候

一享保六丑年九月就御用唐医被為召来章被渡候処、彭城藤次右衛門方江三ヶ年之間、御預ケ被為置、市中療治も勝手ニ仕候様、被仰付候

一同十巳年十月就御用唐医儒医被為召周岐来被渡候処柳屋次郎左衛門方江三ヶ年之間御預ケ被為置市中療治も勝手ニ仕候様被仰付候

一元文五申年閏七月三日為療治沈草亭青木膳方江罷出候

一同廿六日為療治陳元僕水野復右衛門方江罷出候。

一寛保二戌年四月廿七日より為療治沈草亭、林幸三郎方江止宿仕候

一同三亥年四月廿五日為療治沈草亭、趙景清官梅三十郎方江罷出候

一同九月廿六日市中病人為療治右之兩人崇福寺へ罷出候

一延享二丑年閏十二月八日通事に李仁山種痘掛かり以後市中療治仕候

一明和七寅和年六月廿一日より為療治沈草亭林梅庭方江七月廿一日迄日々罷出候

一安永三年六月十二日より為療治費雲加、汪繩武、穎川四郎太方江罷出候

右之通御座候以上

五月

(29) 『胡氏方案附録』「寛政十二年申七月被仰渡候御書付写」

當時館内ニ在留之唐医戴思九医術功者之旨、御医師多紀安長及承、松平伊豆守殿江申上候由之処、弟子共之内長崎辺遊学好  
ミ候者有之候ハ、差越對話為致試候様被仰渡候処、当時弟子共之内可相越者無之候処、幸当地医師西原長允儀者先年致出府、  
安長弟子筋二付、右之者對話為致度旨安長申出候書面、五月晦日御同人守堀田撰津殿江御渡被成、長允館内江差遣、對話為致  
候義者苦ケ間敷哉ニ候間、当地へ申越候様撰津守殿被仰聞候由、中川飛彈守より申来候、勿論右對話問答之義者、長允江安長  
より以書状委細可申越旨ニ候間、右之趣其方共令承知、長允并唐人共通事共も可申渡置候、尤長允館内江相越唐医對話之節者  
通事共立合候様可為致候

申七月四日御渡

「此節申立候程赤城真之物和解」

去申年在館戴思九医術功者之由被聞召上、御当地医師西原長允老江試之義等被仰渡も有之候処、其頃右戴思九病氣ニ而對話  
も不相遂内終ニ死去仕候、右は江府表御用ニも相成可申義と乍恐奉存候ニ付、去秋仲ケ間朱鑑池よりも唐医師連渡之義申上置  
候へ共以今為何御沙汰も無御座候、惣而仁術を業とし人命を預り太切成る業ニ御座候事故、熟練無之候而者仁術ニも相当申間  
敷、素より御当地ニも余多名家有之儀ニ御座候得共、此上当時唐国之治法直ニ相伝有之候ハ、猶更生々愛育之意ニ相叶可申  
候、猶又私共儀御当地在留中病気等差起り候之節、唐国之治法を以療養相加一入安氣仕候義ニ御座候得者、疾々招請致置度心  
掛罷在候得共、唐国ニ而是迄之病家を捨置無故難相渡趣ニ御座候得共、自然御当地ニおひて御用可被仰付次第も御座候ハ、  
其趣申越連渡候様可仕候、然時者私共自身招請致候と違ひ医療相止相渡候而も、却而本人ニおひてハ家業之規模相願候心能渡  
来可仕由ニ御座候間、何卒御仁慈之思召を以御呼越之義、此節御沙汰被成下候ハ、出帆ニ船より委敷申越当夏冬ニかけ無相

違、連渡候様可仕候、此段以書付申上候

亥二月

右書付之通和解差上申候

十二家船主程赤城

穎川仁十郎

「唐医連渡方之儀ニ付十二家船主申立候趣評議仕申上候書付」

書面唐医胡紹新渡来之義者、先在館唐商共療用之ため連渡候心得を以渡来為仕、御手当銀札を以被下候義ハ同人渡海之上当地醫師江對話為仕相試弥申立之通医術功者にて御国之益ニ相成候事ニ有え候ハ、猶又取調申上候様被仰渡奉畏候、其段唐方江申渡候

享和三

亥三月十一日

高嶋作兵衛

去秋十二家船主朱鑑池申立候唐医師連渡候義、当地ニも名医有之候へ共、唐国之治法相伝へ候ハ、在館唐商ニも療用相加へ候之節、安氣仕候事故、猶又連渡方之儀、此節申立候処、右者功者之醫師連渡候心当も有之哉之段、御沙汰之趣を以相尋候処、江南省蘇州府之産胡紹新与申醫師北京太医院何鉄山門生ニ而、当時專相行ハレ、高名之者に御座候間、此者連渡申度、右ニ付而者、在留中手当として一ヶ年五貫目程も被下置度旨申出候間、評議仕候処、於唐国医術功者被相行候者は容易ニ渡来も仕間敷哉、勿論一ト通り之醫師連渡候而は其規模無之事ニ付、其含を以、醫師之様子篤与相尋候処、右胡紹新義、蘇州表ニ而ハ医業高名之者之由、穎川仁十郎申聞候間、左候ハ、渡来之上当地醫師江も對話為致、実ニ医術功者ニ而御国之益ニも相成候者ニ有之候ハ、其節ニ至り御手当銀五メ目程者銀札を以被下置、相済可申哉之段、同人江申談候処、随分医術御試被仰付、其驗し有之候ハ、御手当被下置度旨、申聞候間、先在留唐商共自分療用之ため連渡候心得を以渡来之積り可被為成、御聞届哉ニ奉存候、然上者、追而渡海仕候上、当地之醫師江對話為仕、彌申立候通、医術功者ニ候ハ、御手当等之段者、猶又其節取調申上候義可仕候依之、此段申上候已上

亥三月

河野伴左工門

野口長右工門

小沢伝左エ門

吉野助十郎

中山新十郎

坂根俊五郎

山脇久平次

拓植三左エ門

書面唐医連渡之義、出会所評議仕申上候通、右者追而渡来之上、当地医師江も對話為致、弥申立之通、医術功者之もの二有之候ハゞ、御国益にも相成候事故、其節ニ至り御手当銀之義ハ猶又取調申上候様可仕候間、先在留唐商とも自分療用之ため連渡之心得を以渡来之積り可被為成、御聞届候哉ニ奉存候、此段申上候以上

亥三月

高嶋作兵衛

(30) 戴思九についての記載はこのほかに、『戴思九臨証医案』日本写本一卷が現在、台湾故宫博物院楊守敬觀海堂文庫に存し、一九八七年台湾新文豊出版社から影印出版されている。書後の奥書「文政乙酉復月二十四日披閱一過、此冊客歲嘉平月得于麴街書估、戴氏未詳何許人、宜他日考索耳。攷古齋中呵筆記」がある。これは戴思九の日本における医案であり、患者のほとんどもは中国商人だったらしい。戴思九が唐館を出て日本人に治療しなかつたことを示すものであろうか。

(31) 前掲文献(21)。

(32) 『唐人番倉田氏日記』「文化甲子年成瀬様二月十九日改元御触」肥田様同七日唐医胡兆新為療用(\*細字注:二ノ日崇福寺、七ノ日聖福寺)ノ罷出市中之もの療治醫師對話御免達有之。同ハ二月ナリノ同日江府御醫師唐館江御入、同日ハ九月六日ナリ。「享和四子年二月十九日文化ニ改元」九月頃当節江府より御越有之候御醫師方毎月四九日ニ唐人屋敷え御入有之ニ付、御役所付壹人ツ付添候様柴田文右衛門殿被仰付候、大門開き可申哉御伺申上候処、御目見已上之御方ニ者候得共、当御役所も御門御開き之儀御断ニ付、右ニ準シ、門開候ニ者および申間敷旨御役所御番所当番武井仁藏より紙面ニて懸合来、但右御醫師方ハ内医師唐人在宮仕居候ニ付、是ニ御談事有之、態卜御下向右いし唐人ハ一ヶ月六之日聖福寺へ罷出市中病人療治ス、勿論御免出役例之通、尚又下地掛り医師真野駿庵也。

(33) 『瓊浦通・下』「唐医胡兆新市中療治願事」享和三癸亥年十二月子ノ二番船々主胡兆新始来船善医又善書、市中人ニ療治請求度旨奉行成瀬因幡守ニ願出ル處、願通被仰付、毎月二十七日出張定日、崇福寺興福寺両院内出席シテ療治ヲ為ス、病人多来、治ヲ求、文化二乙丑年四月帰唐ス。

(34) 『胡氏方案附録』「唐医胡兆新治療効驗之次第相撰申上候書付 高橋作兵衛」当二月十二日以来唐医胡兆新江市中治療候ニ付免候ニ付、私共時々出席仕治療之次第相考候処、第一本邦にて通例服せしめ候薬剤の分量は一日三貼にて廿七八錢目を用ひ候処、胡兆新の主剤は病用病症により二十錢目より三十五六錢目迄貼り調合服せしめ、又藥品制法の次第種々有之、此製法の弁は別に記し備高覽候、随而是迄數十人治療を施し候中、前医の診治と胡兆新の診治を縣隔ありて、主方効を得るものども左に記奉入高聴候。

文化元甲子年

真野三圭 西原長允

(35) 『胡氏方案附録』「藥品製法弁 高橋作兵衛」本邦は五十年来諸名家見識ありて藥品の制法日夜廃棄し、自然の機能を研究し、後進の諸士も能く知る所なり、然るに胡兆新方中の藥品を考るに、宋元已来劉河間張子和李東垣朱丹溪の遺教を守り、今に至るまで酒炒酢浸炮煨熬炙の法一つとして粗靡する事なく、其製法により方案にある所を猶再問して功驗を録呈し奉る。

文化元甲子年四月

真野三圭 西原長允

(36) 『一本堂葉選』『近世漢方医学書集成』六八、香川修庵「四」、三三四、三三五頁、名著出版、東京、一九八二。

(37) 『胡氏方案』写本五冊、松江日赤病院附属図書館、架号四十五。

(38) 『胡氏臨証医按』写本二冊、蘇州市図書館古籍部、架号八一四・九三三。

(39) 郭秀梅「清医胡兆新の『胡氏方案』について」『日本医史学雑誌』第四五卷第二号、第百回日本医史学会総会抄録号一六四、一六五頁。

(40) 「列士録」、島根県立図書館に所蔵、写本、架号二六。

(41) 多紀元簡『医膳』、『近世漢方医学書集成』一〇八、多紀元簡「八」、一一七〜一一九頁、名著出版、東京、一八〇九。

(42) 前掲文献(34) 二二〜二七頁。

(43) 前掲文献(34) 二七、二八頁。

(順天堂大学医学部医史学研究室・北里研究所東洋医学総合研究所医史学研究室部・中国長春中医学院)

# The Records and Legacy of the Ming Physician Hu Zhaoxin During His Stay in Japan

His Activities in Nagasaki 1803-1805

GUO Xiumei

Medical exchange between China and Japan has a long history, dating from the time of the diplomatic missions from Japan to the Sui dynasty around the year 600, although studies to date have not adequately taken up the exchanges in the various periods since that time. The current study focuses on the interaction during the late Edo period, an area that has been neglected in favor of studies of Dutch-Japanese interaction, and brings to light the legacy in Japan of the Ming physician Hu Zhaoxin (胡兆新) who came to Japan at the request of the Tokugawa Bakufu government. My conclusion is that Hu Zhaoxin played a significant role in the history of Sino-Japanese interaction.

No focused study of Hu Zhaoxin has yet been done in either China or Japan. The author collected and studied the prescriptions, the records of responses to questions and written exchanges with official bakufu physicians, correspondence, poetry, and works of Hu Zhaoxin that have been preserved in various locations, and clarified the activities and legacy of Hu Zhaoxin while he was in Nagasaki. This is the first detailed study to be made of Hu Zhaoxin.